

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域 における工業用機械等に係る割増償却 《所得税・法人税》

1. 特例の内容

(1) 特例の内容

半島地域（注1）又は離島地域（注2）のうち、産業振興促進計画等（注3）の地区（過疎地域に係る措置の対象地区を除く。）において、事業者が当該資産を取得して事業の用に供した場合、5年間の割増償却ができる制度です。

(2) 特例の対象業種、資産

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

(3) 適用期限

令和9年3月31日（半島地域・離島地域）

（注1） 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域のことをいいます。

（注2） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のことをいいます。

（注3） 半島地域においては半島振興法第9条の2に基づき市町村が策定する産業振興促進計画に記載されている地区、離島地域においては離島振興法第4条に基づき都道府県が策定する離島振興計画の産業振興促進事項に記載されている地区のことをいいます。

対象業種と償却割合

製造業・旅館業

(1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合 ※補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象

事業者の資本金規模	資本金1,000万円以下	資本金1,000万円超5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
半島地域	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	
離島地域	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32%
建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4)割増償却期間 5年

農林水産物等販売業^(注5)・情報サービス業等^(注6)

(1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置：普通償却限度額の32%
建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4)割増償却期間 5年

(注5) 農林水産物等販売業とは、半島振興対策実施地域又は離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とした事業です。

(注6) 情報サービス業等とは、①情報サービス業、②有線放送業及び③インターネット附随サービス業に係る事業です。

2. 特別措置の適用までの主な流れ

事業者が新たな特別措置を活用できる地区となるため、産業振興促進計画等※¹（以下単に「計画」という。）を策定します。



地区内の事業者は、計画に沿って、製造業等の用に供するため機械等の取得等を行います。



事業者は、市町村長に対して、機械等の取得が計画に適合している旨の確認を求め、市町村から確認を受けた書類を税務申告書類に添付して税務署に提出します。

※1 半島地域においては市町村が産業振興促進計画を、離島地域においては都道府県が産業振興促進事項を規定した離島振興計画を策定。

3. 特例の効果

機械等を取得して事業の用に供した事業年度から一定期間、通常の償却費に償却限度額の上乗せすることが出来るため、所得税・法人税の課税標準額を減少させることができます。(⇒課税の繰り延べ効果が発生します。)

<計算例>

10,000万円の機械を取得。減価償却資産の耐用年数が10年、定率法による償却とした場合

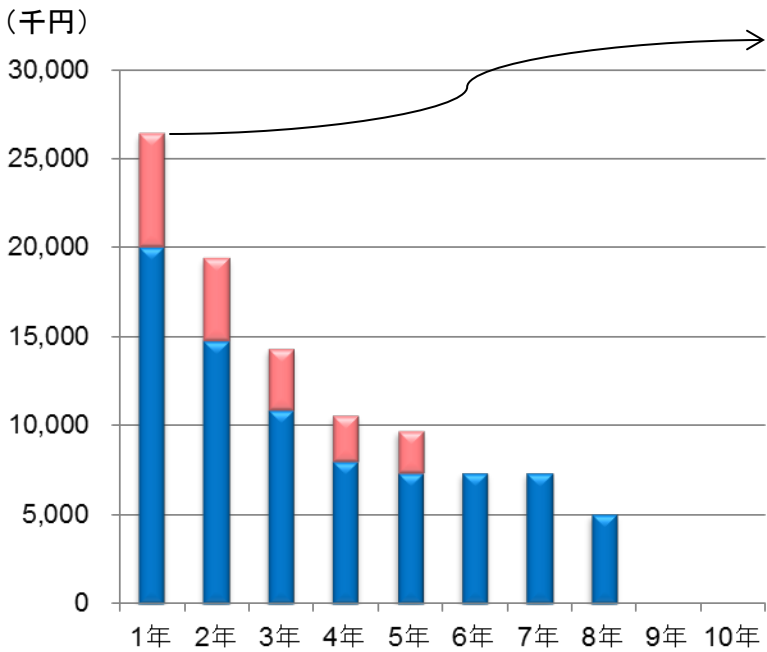
1年目の減価償却額は $10,000\text{万円} \times 20\% = \underline{2,000\text{万円}}$

割増償却限度額（1年目）は

$2,000\text{万円} \times 32\% = \underline{640\text{万円}}$ （32%の割増償却）

初年度の償却額は

（普通償却額）＋（割増償却額）＝ $2,000\text{万円} + 640\text{万円} = \underline{2,640\text{万円}}$



1年目を例にとると・・・

通常の償却額に加え、
640万円の償却が可能。

法人税を23.2%とすると、
 $640\text{万円} \times 0.232 = \underline{148.4\text{万円}}$
の法人税を繰り延べすることが
可能。

投資の回収速度が速まり、
投資の初期段階における
事業者の資金繰りに好影響

担当部署 お問い合わせ先		農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 地域振興班 (代表)03-3502-8111(内線5631)、(直通)03-3502-6005	
地域毎の制 度の詳細に ついては、 右に掲げる 部署までお 問い合わせ ください。	【半島振興対策実施地域】	国土交通省 国土政策局 地域振興課 半島振興室	03-5253-8425
	【離島振興対策実施地域】	国土交通省 国土政策局 離島振興課	03-5253-8421